

**日本周産期・新生児医学会
周産期学シンポジウム運営委員会規定**

(名称)

第1条 本委員会は日本周産期・新生児医学会(以下、本会)の常設委員会として設置され
日本周産期・新生児医学会周産期学シンポジウム運営委員会(以下、本委員会)という。

(目的)

第2条 本委員会は本会の周産期学シンポジウムの企画、運営を行うことを目的とする。具体的には周産期医療で重要なテーマを委員会で選定した後に、学会員に対して演者を公募し、選考会を経て演者を選定し、さらに本委員会推薦の演者を加えて、演者と本委員会委員と議論を重ねた上で、その成果を年1回開催される周産期学シンポジウムで発表し、周産期医療の向上を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 本委員会委員は本会定款施行細則第15, 16, 18, 32条により評議員から選挙により選出される。本委員会委員候補者となろうとする者は定められた期日までに、所定の用紙をもって選挙管理委員会に届け出るものとする。A(産科)領域:4名, B(小児科)領域:4名, C(小児外科, 麻酔科などA, B以外の科)領域:2名で半数ずつ改選される。なお、非改選の本委員会委員は役員選挙に届け出ができない。

2. 本委員会委員は本会定款施行細則第32条により選出を行う年の4月1日現在、満56歳未満とする。ただし、委嘱する場合はこの限りではない。

3. 各領域の委員がそれぞれの定数に満たない場合には、運営委員会が評議員から委員候補者を選出し、理事会で選任する。

4. 本委員会には本会定款施行細則第32条により、周産期学シンポジウム会長と次期会長予定者が加わる。ただし、議事の決定は選挙で選出された委員および委嘱された委員により行う。

5. 委員の任期は4年とする。委嘱された委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。任期満了前に退任した委員の補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。なお、2026年で周産期学シンポジウムが終了することを受け、2024年の選挙で当選した委員の任期は2年とする。

6. 幹事は、本委員長が会員の中から推薦し、理事会において選任する。

7. 幹事は、本委員会に出席するものとする。ただし議決権は有しない。

8. 幹事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(選任方法)

第4条 委員長は本委員会委員の互選により選任する。副委員長は委員長の専門領域と重複しない領域から委員長が選任する。

(業務)

第5条 本委員会は第2条の目的を達成するために、次の業務を行う。

(1)本会定款施行細則第24条により周産期学シンポジウムの企画、運営を行う。また、必要に応じて、理事会、学術委員会等の助言を受ける。

(2)周産期学シンポジウムにおいて発表される演題の利益相反状態の審議を行い、その結果をCOI委員会に報告する。

(3)その他本委員会に関する事項について審議を行う。

(委員長、副委員長の職務)

第6条 委員長は本委員会を代表し、統括する。

2. 委員長は本委員会を年4回(周産期学シンポジウム時及びその中間)開催する。
3. 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取する。
4. 委員長は、必要に応じ、特別委員を任命する。
5. 副委員長は委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の職務)

第7条 本委員会委員は、本委員会の運営に関する事項を処理する。

2. 幹事は本委員会の議事録を作成し、委員長は理事会に報告する。

(審議事項)

第8条 本委員会では以下の事項を審議する。

- (1)周産期学シンポジウムのテーマ
- (2)テーマに関する調査とその報告
- (3)テーマの会員への周知と演題募集
- (4)募集演題の採否の決定
- (5)指定演題、関連演題の指定あるいは依頼
- (6)座長の決定
- (7)会長候補の理事会への推薦
- (8)応募または指定された演題の利益相反状態の確認
- (9)周産期学シンポジウムの開催会場や開催時期等を、会長が本委員会に提案し、審議した後、それを理事会に提示する。

(周産期学シンポジウム抄録号ならびに二次抄録集の発行)

第9条 本委員会は、年1回周産期学シンポジウム抄録号ならびに二次抄録集(周産期学シンポジウム抄録集)を編集し発行する。

(委員の報酬)

第10条 本委員会委員には報酬は支払わないものとする。ただし、周産期学シンポジウム以外の日程で開催する本委員会に出席するための経費を支給する。

(理事会への報告)

第11条 本会定款施行細則第31条により、本委員会の審議事項は理事会に報告し、その議を経なければならない。

(規定の変更)

第12条 本規定の変更は本委員会の発議により、理事会の議を経て総会に報告する。

附則

1. 本規定は平成17年7月9日より施行する.
2. 本規定は平成22年3月16日に改訂され, 平成22年3月17日より施行する.
3. 本規定は平成23年7月9日に改訂され, 平成23年7月10日より施行する.
4. 本規定は平成24年7月7日に改訂され, 平成24年7月8日より施行する.
5. 本規定は平成26年7月12日に改訂され, 平成26年7月13日より施行する.
6. 本規定は平成27年1月24日に改訂され, 平成27年1月25日より施行する.
7. 本規定は平成30年7月1日に改訂され, 平成30年7月2日より施行する.
8. 本規定は2019年4月16日に改訂され, 2019年4月17日より施行する.
9. 本規定は2023年1月14日に改訂され, 2023年1月15日より施行する.
10. 本規定は2023年7月8日に改訂され, 2023年7月9日より施行する.

日本周産期・新生児医学会 周産期学シンポジウム指針

序文

一般社団法人日本周産期・新生児医学会は、その目的を達成するために、学術集会として定例学術集会と周産期学シンポジウムを開催している。周産期学シンポジウムは、選定されたテーマに基づき、演者と周産期学シンポジウム運営委員会(以下、運営委員会)が共同して研究内容を十分に練り上げ、シンポジウムの参加者とともに討議することにより、周産期医療の新しい知見を世に発信してきた。また、周産期学シンポジウムは、旧日本周産期学会の学術集会を起源とするなど、定例学術集会とは異なる歴史的背景を有している。周産期学シンポジウムのこれらの独自性を尊重し、そのさらなる発展を期するために、周産期学シンポジウム指針(以下、本指針)を策定しここに示す。

I. 周産期学シンポジウムの目的

周産期学シンポジウムの目的は、周産期医療の新たな標準を創生するとともに、周産期医学及び医療を牽引する人材の育成を図ることにより、国民の福祉と医療の発展に貢献することである。

II. 周産期学シンポジウムの構成

周産期学シンポジウムは、シンポジウムに加え、前日に開催するプレコンGRESをもつて構成される。

III. 周産期学シンポジウム運営委員会

周産期学シンポジウムの目的を達成するために、運営委員会を設置する。運営委員会は周産期学シンポジウムの企画、運営及び進行を行う。

IV. 周産期学シンポジウム会長

周産期学シンポジウムの開催にあたり、周産期学シンポジウム会長(以下、会長)をおく。会長及び次期会長予定者は運営委員会に加わる。会長は、周産期学シンポジウムの時期及び場所を決定しこれを開催する。会長はプレコンGRESの企画、運営及び進行を担当する。

V. テーマの選定と演題の募集

運営委員会は、会員からの意見をもとにその時期に相応しいテーマを選定し、募集要項を作成の

うえ演題の募集を行う。

VI. 演題の採択

運営委員会は、シンポジウムの構成を考慮して相応しい演題を採択する。周産期医学及び医療を牽引する人材の育成に鑑みて、研究の発展性も重視する。

VII. 研究内容の向上

運営委員会は、シンポジウムのテーマに相応しい座長を選任する。演者は、採択された演題について、運営委員、座長とともに研究内容の向上に努める。

VIII. 全国調査の実施

運営委員会は、選定されたテーマに関連した全国調査を行うことができる。全国調査の結果はシンポジウムまたはプレコンgressにおいて報告する。

IX. 会計

周産期学シンポジウムは、周産期学シンポジウム特別会計により運用する。

X. 指針細則

本指針の施行にあたって必要な事項は、指針細則として別に定める。

X I. 指針の変更

本指針は、運営委員会の発議により、理事会の議を経て変更できる。変更した場合は総会に報告する。

X II. 附則

本指針は2018年7月1日より施行する。

日本周産期・新生児医学会 周産期学シンポジウム指針細則

(目 的)

第1条 周産期学シンポジウム指針細則(以下、本細則)は、一般社団法人日本周産期・新生児医学会(以下、本会)が周産期学シンポジウム指針を施行するにあたり、その具体的な運用方法を示すことを目的とする。

(周産期学シンポジウム運営委員会の構成)

第2条 周産期学シンポジウム運営委員会(以下、運営委員会)は、運営委員、周産期学シンポジウム運営委員会幹事(以下、幹事)、周産期学シンポジウム会長(以下、会長)、次期会長予定者をもって構成する。

2. 運営委員長が必要と認めた場合には、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(周産期学シンポジウム運営委員会の開催)

第3条 定例の運営委員会は年4回開催する。

2. 運営委員長が必要と認めた場合には、臨時運営委員会を開催することができる。

(周産期学シンポジウム会長、次期会長予定者)

第4条 会長は、運営委員会が周産期学シンポジウム開催の3年前までに会長候補を理事会に推薦し、理事会の承認を経て選任される。

2. 会長は、前年の周産期学シンポジウムが終了した翌日より、該当する周産期学シンポジウム当日まで運営委員会に加わる。
3. 次期会長予定者は、前々年の周産期学シンポジウムが終了した翌日より運営委員会に加わる。

(周産期学シンポジウム運営委員会幹事)

第5条 幹事は、運営委員会業務の補助を行う。

(周産期学シンポジウムの開催時期)

第6条 周産期学シンポジウムの開催時期は原則として1月とするが、会長は運営委員会の下承を得てこの時期を変更することができる。

(テーマの選定と演題の募集)

第7条 運営委員会は、周産期学シンポジウム開催のおよそ2年前までにテーマを選定し、会員に知らせる。

2. テーマは会長の専門領域に捉われずに選定することができる。
3. 演題応募の締め切りは周産期学シンポジウムのおよそ1年半前とする。
4. 演題応募時の会員登録を必須としないが、発表時には会員でなくてはならない。
5. 演題応募は原則として単名で行うものとする。
6. 演題応募者は複数の演題に応募することはできない。
7. 過去に周産期学シンポジウムで応募演題を2回以上発表した会員は演題応募できない。なお、年齢や職位による制限は設けない。

(研究課題の倫理審査)

第8条 演題応募者は、演題応募までに倫理委員会等に研究課題の倫理審査申請を行わなければならない。

2. 演題応募者は、倫理委員会等から得られた承認内容について、運営委員会による確認を受けなければならない。

(演題の採択)

第9条 運営委員会は、応募演題の中から候補演題を選考する。

2. 運営委員会は、候補演題の応募者による複数回のプレゼンテーションを審査したうえで演題を採択する。なお、採択された演題で辞退が出た場合の対応については別途定める。
3. 運営委員会は、演題の採択にあたってシンポジウム全体の構成を考慮する。
4. 運営委員会は、応募演題とは別に指定演題、関連演題を依頼することができる。

(発表内容の向上と進行)

第10条 運営委員会は、研究内容の向上のために選考過程を通じて演題応募者に研究内容の改善を促すことができる。

2. 運営委員会は、シンポジウムの構成と各演題の発表時間を決定する。
3. 運営委員会は、周産期学シンポジウム開催のおよそ1年前に座長を選任する。
4. 座長は、演者と発表内容の打合せを行い、発表内容の改善に務める。
5. 座長は、シンポジウムの進行を担当する。

(周産期学シンポジウム抄録集の作成)

第 11 条 演者は、周産期学シンポジウム開催の 3 か月前までに、講演内容の抄録原稿を事務局に提出し、周産期学シンポジウム運営委員会は、周産期学シンポジウム抄録号を作成する。

2. 演者及び座長は、周産期学シンポジウム終了時から 3 か月以内に講演内容をまとめた原稿を事務局に提出し、二次抄録集(周産期学シンポジウム抄録集)を作成する。

(指針細則の変更)

第12条 本細則は、運営委員会の発議により、理事会の議を経て変更できる。

附 則

1. 本細則は、2018 年 7 月 1 日より施行する。
2. 本細則は 2019 年 4 月 16 日から施行する。
3. 本細則は 2019 年 11 月 20 日から施行する。
4. 本細則は 2023 年 2 月 17 日から施行する。